

平成19年7月19日(木)

於：ニューみくら 208会議室

平成19年度

第1回 栃木県公共事業評価委員会

議 事 録 (公開)

## 平成19年度 第1回 栃木県公共事業評価委員会議事録

- 1 日 時 平成19年7月19日(木) 13:30~16:15
- 2 場 所 ニューみくら 208会議室
- 3 出席者 (委員長)中川 三郎 (足利工業大学工学部教授)  
(委員)赤塚 朋子 (宇都宮大学教育学部准教授)  
浅野 正富 (弁護士、栃木県弁護士会)  
神宮由美子 (栃木県女性団体連絡協議会副会長)  
田坂 聡明 (宇都宮大学農学部教授)  
富田平四郎 (宇都宮大学農学部准教授)  
中島 章典 (宇都宮大学大学院工学研究科教授)  
野中 淳一 (栃木県経済同友会副代表幹事)  
室 恵子 (足利工業大学工学部准教授)

### 4 議事資料

- 委員改選に伴う委員長の選出について . . . <資料1>
- 栃木県公共事業評価制度の変更について . . . <資料2>
- 今年度のスケジュールについて . . . <資料3>
- 国土交通省所管事業の再評価について
- 道路事業 . . . <資料4>
- 河川事業 . . . <資料5>
- 街路事業 . . . <資料6>
- 区画整理事業 . . . <資料7>

### 5 議 事

開会 午後 1 時 3 0 分

事務局（技術管理課 課長補佐） 大変お待たせいたしました。

定刻となりましたので、平成19年度第1回栃木県公共事業評価委員会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、大変お忙しい中、公共事業評価委員会に皆様のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、当委員会の事務局を務めております栃木県県土整備部技術管理課課長補佐の印南でございます。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速委員会を開催させていただくわけですが、会議につきましては、原則公開となっております。傍聴者の皆様におかれましては、傍聴要領を後ろの方に貼ってございますので、そちらの方に従いまして、静粛に傍聴を願います。また、公正、円滑な議事運営に支障が生じるということで、委員会が判断した内容につきましては、栃木県公共事業評価委員会運営要領第11条ただし書きの規定によりまして、会議を一部非公開とさせていただくことがございます。傍聴者の皆様には、退出していただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。

また、報道関係の皆様でございますが、場内の写真撮影につきましては、会議冒頭のみということをお願いをしたいと思います。

ただいまから撮影の方を許可させていただきますので、撮影をなさる方はここで撮影をお願いいたします。

（写真撮影）

事務局（技術管理課 課長補佐） それでは、本日開催の委員会につきまして、ただいま委員10名のうち8名の委員の方々にご出席をいただいているところでございます。

したがって、運営要領第6条の規定にございます定足数を満たしておりますので、本委員会が成立することをここでご報告させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、お配りしております会議資料を確認させていただきたいと思っております。

資料1といたしまして、栃木県公共事業評価委員会の委員の名簿でございます。

資料2、栃木県が実施する公共事業の評価について、それから資料3、平成19年度公共事業評価委員会の年間予定、資料4、道路事業に関する資料、それから資料5、こちらは河川事業に関する資料でございます。そして資料6、街路事業に関する資料となっております。それか

ら、資料7、区画整理事業に関する資料、最後にA4の1枚で事前質問に関する資料ということで添付をさせていただいております。

不備はございませんでしょうか。

それでは、早速議事の方に入るわけですが、次第の方の2にございます委員の改選に伴う委員長の選出について、初めに議事とさせていただきたいと思います。

まず、委員長選出に先立ちまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。

昨年度までの委員の皆様におかれましては、2年間の任期が満了したということでございますので、今年度改めて委員を委嘱させていただいたところでございます。

お手元の資料1、そちらの資料をごらんいただきたいと思います。

私の方からご紹介をさせていただきます。

まず、初めに新任の宇都宮大学教育学部准教授の赤塚朋子様でございます。

(赤塚委員 あいさつ)

続きまして、再任でございます弁護士の浅野正富様でございます。

(浅野委員 あいさつ)

それから、栃木県女性団体連絡協議会副会長の神宮由美子様でございますが、ただいまのところまだお見えになっておりません。

それから、新任の宇都宮大学農学部教授田坂聡明様でございます。

(田坂委員 あいさつ)

宇都宮大学農学部准教授富田平四郎様でございます。

(富田委員 あいさつ)

足利工業大学工学部教授中川三朗様でございます。

(中川委員 あいさつ)

宇都宮大学大学院教授中島章典様でございます。

(中島委員 あいさつ)

栃木県経済同友会副代表幹事、新任でございます野中淳一様でございます。

(野中委員 あいさつ)

それから、新任の足利工業大学工学部准教授室恵子様でございます。

(室委員 あいさつ)

宇都宮共和大学シティライフ学部准教授の和田佐英子様でございますが、本日は欠席ということでご報告をいただいております。

ただいまご紹介申し上げました10名の皆様方に、当委員会の委員をお願いするということになります。これから、事業評価委員会2年間続きますが、よろしくをお願いをしたいと思います。

続きまして、議題であります今回の委員改選に伴う委員長の選出に移りたいと思います。

栃木県公共事業評価委員会設置要綱第3条第6項の規定によりまして、委員長は委員の互選で定めることとなっております。

委員長の選出方法について、皆様からご意見を賜りたいと思います。

もし、ご意見がないということであれば、事務局の方から委員長のご提案をさせていただいて、ご審議していただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局(技術管理課 課長補佐) それでは、事務局といたしましては、前回まで委員長をお願いしておりました中川委員に引き続き委員長をお願いしてはどうかということでご提案申し上げます。

いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局(技術管理課 課長補佐) ありがとうございます。

それでは、全会一致ということでございますので、中川委員に委員長をお願いしたいと思います。

中川委員長、委員長席の方にご移動をお願いいたします。

それでは、ここで中川委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。

中川委員長、よろしく願いをいたします。

委員長 皆様こんにちは。

改めてごあいさつをさせていただきます。足利工業大学の中川でございます。

前回に引き続いて委員長を務めるというご指示でございますので、引き続き委員長を務めさせていただきますと思います。

今回は、このところ役員、委員の改選さらには事務局の方も4月以降の異動ということで、いろいろメンバーがかわっておられるようですので、改めて気を引き締めてこの評価委員会を進めていけるように頑張りたいと思います。

どうぞ皆さん、ご協力よろしく願いいたします。

事務局(技術管理課 課長補佐) ありがとうございました。

続きまして、今回、本年度初めての委員会ということでございますので、県の幹部職員を改

めて紹介させていただきたいと思います。

初めに、県土整備部から山内県土整備部長でございます。

(山内県土整備部長 あいさつ)

続きまして、環境森林部小松次長でございます。

(小松環境森林部次長 あいさつ)

農政部大久保次長でございます。

(大久保農政部次長 あいさつ)

そして、公共事業評価委員会の事務局長をしております岩本県土整備部参事兼技術管理課長でございます。

(岩本県土整備部参事兼技術管理課長 あいさつ)

この他、県の関係課長を始めといたしまして、関係者が出席しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、県を代表いたしまして山内県土整備部長よりごあいさつを申し上げます。

栃木県(県土整備部長) 県土整備部長の山内でございます。

本日は、県土整備部の他、農政部そして環境森林部から職員が参っておりますが、事務局を代表して、私の方からごあいさつをさせていただきます。

このたびは、委員の皆様方におかれましては、委員の就任のご快諾を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また本日は、大変お忙しい中、平成19年度第1回目の栃木県公共事業評価委員会にご出席を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて今日、年々、建設投資の費用が縮減される中、安全、安心な県民生活に欠くことのできない社会資本整備を効果的に推進していくためには、コスト縮減はもとより、事業の峻別を図り、スピードと成果を重視いたしました事業の実施に努めていく必要がございます。

また一方で、複雑、多様化する県民ニーズに的確に対応し、県民の共感を得て、県民との協働による社会資本整備を進めていくためには、公共事業の透明性の確保と説明責任の徹底が大変重要となっております。

このため、県におきましては、栃木県行財政改革大綱に基づき、公共事業を計画する際には、その必要性や妥当性をあらかじめ評価するとともに、実施後におきましても社会経済情勢等の変化により、事業の進め方に改善すべき必要がないかなどの評価を行ってありまして、公共事業の効率性や透明性のより一層の向上を図ることといたしております。

また、来年度からは完了した事業の効果につきましても確認を行う、事後評価に取り組むということにしておりまして、その後の事業の進め方についても反映していきたいというふうを考えておる次第でございます。

しかし、このような評価におきましては、高度で専門的な見地に基づく判断を必要といたしまして、また、十分な客観性を確保する必要もでございます。行政だけの判断では、これらの目的を十分に達成することは困難でございます。このような中、本県を代表する学識経験者の皆様に委員の就任を賜りましたことは、私たちにとりまして、まことに心強い限りでございます。

皆様の専門的かつ幅広いご見識に基づく、ご意見、ご助言を賜ることで、より適正な公共事業の執行が図れるものと確信をしております。

今後とも、県といたしましては、当委員会でご審議いただいた内容を十分に尊重し、公共事業のなお一層の適正な推進に努めてまいりますので、皆様のさらなるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

よろしくどうぞお願いいたします。

事務局（技術管理課 課長補佐） ありがとうございます。

それではここで、小松環境森林部次長並びに大久保農政部次長におかれましては、本日、案件がございませんので、退席をさせていただくことにいたします。よろしく申し上げます。

以上で、2番までの議事が滞りなく終わったわけでございますが、3番目からの議事につきましては、中川委員長に議事の進行についてお願いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、まず初めに、栃木県公共事業評価委員会設置要綱第3条第8項の規定に、委員長の職務代理者を委員長が指名することとなっておりますので、職務代理者につきましては、中島委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

今回、委員の改選ということもございまして、第1回がスタートするわけですがけれども、ここで改めて栃木県が実施する公共事業の評価について、このことについて事務局より説明をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局（技術管理課 課長補佐） それでは、事務局からご説明いたします。

申しわけありませんが、着席のまま説明をさせていただきます。

お手元の資料の2、栃木県が実施する公共事業の評価について、こちらをごらんいただきたいと思っております。

栃木県が実施する事業評価でございますが、栃木県の中の公共三部とっております環境森

林部、農政部、県土整備部、こちらで実施する公共事業、この効率化、重点化を図るといことと、それから、県民の皆様はその実施過程の透明性を高めていくといことと、事業着手前、事業着手後長期経過時、そして事業完了後、この節目のときにそれぞれ評価を行うといこととしております。

評価に当たりましては、公共事業評価委員会に審議をする、もしくは案件によりましては報告するといものもございますが、そういったことと、ご意見、ご助言を賜るといことと、最終的に結果の方は県ホームページ等によりまして、県民に公表するといことと取り組んでおります。

それでは、個々の評価でございますが、まず2番目、事前評価でございますけれども、こちらにつきましては、県民生活に与える影響が特に大きい公共事業の計画段階におきまして、事業推進の必要性、妥当性を評価するものでございます。

対象事業につきましては、総事業費が10億円以上の事業といことと、対象とさせていただいておりまして、いわゆる事業費が30億円以上の事業、大規模事業と呼んでおりますけれども、資料の左側の方のフローになります。県が作成した評価資料に基づきまして、パブリックコメントを実施しまして、県民の皆さんから意見を聴取いたします。

そして、最終的に公共事業評価委員会の方で審議をいただくといこととでございます。

最後に対応方針を決定し、決定した上で事業着手といこととになります。

それから、総事業費が10億円以上、30億円未満の事業でございますが、こちらの中規模事業といことと一般的に呼んでおりますけれども、こちらにつきましては、県が作成した評価資料に基づきまして、公共事業評価委員会の方に報告をさせていただきます。いろいろご助言を賜るといこととになっております。その後事業を着手するといこととでございます。

次に、再評価でございますが、これにつきましては、事業採択後一定期間を経過して、未着手もしくは事業を推進しているのですが、かなり時間が経過してしまったとい継続中の事業、こうしたものに基づきまして、公共事業評価委員会の審議を経まして、最終的に事業の継続、見直し、中止といったような対応方針を決定するといものがございます。

対象事業といたしましては、国庫補助事業、交付金事業、国庫補助事業といのは、国庫補助金をいただいて実施する事業でございます。交付金事業といのは、国の方から交付金といものを地方財政法が取り組みまして、その中で事業を行っている事業でございますけれども、それらの事業及び総事業費が10億円以上の県の単独費を用いまして行う事業、こちらが対象となっております。

その中でも、そこに1、2、3とございますが、事業採択後一定期間、5年間を経過した事業で着工していない事業、これが対象となります。あるいは事業採択後、実施しているけれども、10年を経過した継続中の事業。3番目が、によりまして、再評価を一旦実施したのですが、それから5年間を経過してもまだ継続している事業、こうしたものが対象となります。

この再評価につきましては、国庫補助事業に係る再評価でございますけれども、こちらにつきましては、国から補助金を申請する際に、対応方針はどのように決定したか、あるいは外部委員会を経てそれらを決定したものであるかというものを国に報告することが義務づけられております。したがって、これは県ばかりではなく、市町村も同様の取り扱いが課せられるということになります。

市町村の場合は、非常に数が少ないということもございまして、独自の委員会を持ってございません。したがって、委員会設置要綱の中にも決めさせていただいているのですが、市町村から要請があった場合につきましては、この委員会で市町村事業についても審議をしていただくということで進めさせていただいております。

それから、事後評価でございますけれども、これは完了した事業につきまして、その後の効果あるいは周りの環境等に与える影響等、そうしたものを確認いたしまして、その後の事業推進に、あるいは改善したり、またはあり方をもう一度見直したりといったことで反映していくというものでございます。

今年度から県土整備部の方で本格的に実施をするということで、来年度からは全庁的に本格稼働することといたしております。したがって、来年度からはこの公共事業評価委員会の方に報告をさせていただく予定でございます。

対象事業的には総事業費が10億円以上の事業ということになっております。

これが、本県が行っている事業評価の概要でございます。

今年度、これらの評価制度につきまして、変更した点について概略を申し上げさせていただきます。

5番目でございますけれども、のところですが、再評価、こちらの対象事業に、今まで県単独事業は含めておりませんでした。総事業費が10億円以上の県単独事業については、再評価を行うということで追加をさせていただいております。

それから2番目、農政部所管の事業でございますけれども、従来までは、事業採択後5年ごとに実施するという取り決めがされておりましたが、こちらにつきましては、5年間を経過したもので未着手のもの、それから継続中の事業は10年間を経過したものであるということで、県土

整備部あるいは環境森林部の取り扱いと統一をさせていただいております。

それから3番目、組織改編に伴う名称の変更あるいは事務局でございますが、今まで行政改革推進室、総務部、今年からは経営管理部になっておりますけれども、そちらの行政改革推進室で取り扱ったところなのですが、今年度から事務局については、県土整備部技術管理課に一元化するというようにしております。

次をお開きいただきたいと思うのですが、各要綱等の新旧対照表をそこに載せております。主なものを説明させていただきたいと思っておりますけれども、まず、一番上の事業評価実施要綱新旧対象表でございますが、第2の2項、こちらについては名称変更で、先ほど申し上げましたように、旧総務部が管理しておりましたものをそれぞれの環境森林部、農政部、県土整備部で取り扱うというようなことで改正をさせていただいております。

それから、事業評価委員会、その下段でございますが、設置要綱の新旧対照表でございますけれども、こちらの事務局については、それぞれの部の所管が行うということで、ここには記載しておりませんが、事務局の事務については県土整備部技術管理課が総理するという形になっております。

次のページでございますが、再評価の実施要領の新旧対照表でございますが、まず第1のところ、農政部所管の事業の実施要領が、根拠通達が変更になりましたのでそこを変更しております。

それから第3でございますが、先ほど申し上げましたけれども、交付金事業に加えまして、全体事業費10億円以上の県単独事業を追加させていただいております。

次をお開きいただきたいと思っております。

2の農林水産省農村振興局所管補助事業関係でございますが、2の(1)のところ、先ほど評価を行うタイミングでございますけれども、未着手のものが5年、未了の事業にあつては10年を経過したものであるということにしております。

それから、4のところ、やはり県単独事業、こちらにつきましても同じく未着手5年、未了の事業にあつては10年ということで新たに追加をさせていただいております。

第5につきましても、それぞれの事業評価を行うタイミングについて記載をしたものでございます。追加等によるこちらの新たな追加ということになっております。

次のページをお開き願いたいと思うのですが、第7の評価の方法の2、視点の(4)でございますけれども、やはり県単独事業を追加されるということで、新たに県単独事業の指定につきましても、これまでの補助事業等の評価の視点に準ずるという形で規定をさせていただいて

おります。

その後、最終的には変更になりました要綱、要領等を添付しておりますので、こちらについては説明を省略させていただきます。後でごらんをいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から公共事業評価について説明がございましたが、この件について何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

何かございますでしょうか。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 特にないようでしたら、先に進めさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、議事の4番目ですね、今年度のスケジュールの件ですけれども、年間予定についてということで、これも事務局より説明をお願いいたします。

事務局(技術管理課 課長補佐) 説明に入る前に、ただいま神宮委員がお見えになりましたので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

栃木県女性団体連絡協議会副会長の神宮由美子委員でございます。

(神宮委員 あいさつ)

それでは、年間スケジュール等につきまして、ご説明の方をさせていただきます。

資料の3をごらんいただきたいと思います。

今年度、資料の年間予定にお示しましたように、現時点で年4回、それぞれ予定しているところでございます。

案件的には、第4回まで下水道という事業がずっと並んでおりますけれども、そこまでの事業、計23件ございますが、こちらにつきまして、再評価の案件となっております。

それから、その後段、道路が3件、街路が1件、この計4件、こちらが事前評価の案件でございます。いずれも中規模事業となっておりますので、報告案件の事業でございます。

一見しておわかりかと思いますが、今年度につきましては、ちょうど下水道事業、こちらの方の評価の取り組みが始まってから10年を経過した、9年経過しているわけなのでございますけれども、下水道事業が約8割ということで、第2回、第3回、第4回、今こちらについては、下水道事業につきまして集中的にご審議いただくという形になろうかと思っております。

日程等につきましては、現段階で決まっているものでございますけれども、あらかじめ委員の皆様におかれましては、ご予定くださるようお願いを申し上げます。

ただ、審議方法でございますが、ただいま申し上げましたように、第2回の2番目の下水道事業から第4回の下水道の事業まで、それぞれ各市町村の公共下水道関係の事業でございます。同じ説明内容が繰り返されるようなことになろうかと思っております。

こちらの説明の仕方あるいは審議の進め方については、また改めて検討させていただきたいと思っております。場合によっては、日程等に変更が生じる場合があるかもしれないのですが、その場合は、改めて後日調整をさせていただきたいというふうに考えております。

現時点ではこの4回ということを進めていく考えでございますので、こちらについてはよろしくご予定のほどお願いを申し上げます。

一つお諮りしたい件がございます。それは現地調査についてでございますが、例年、審議のより精度を高めるとした意味もございまして、現地調査を実施させていただいているところでございます。

今年度は、ごらんのとおり再評価につきましては、下水道事業がメインということでございます。下水道関係の事業と申しますのは、やはり局部的に管の敷設とかそうしたものをやっている事例が多うございまして、見栄えがしないというか、そうした事業がほとんどであるというようなことがございます。また、先ほど事前評価につきましては、今回、報告案件のみということで、審議の案件がないということになっております。

いろいろ事務局内部で検討したのですけれども、基本的に現地調査で一番見ていただくとすれば、第2回の第1回目の案件に「鬼怒川上流流域下水道事業 中央処理区」というのがございまして、これは、県が下水道の流域下水道事業を整備しているものでございます。

その中の処理場が、上三川町に鬼怒川上流中央浄化センターというのがございますが、そちらの方をご案内させていただくのが一番適切かと考えております。

今年度の案件に関係はないのですが、それと連動いたしまして、今度は下水の汚泥関係を処理している資源化工場というのが近くにございますので、そちらをあわせてご案内させていただいてはどうかということでございます。

もちろん、別の場所でももしご希望があれば、ぜひご意見をいただきたいと思っております。

また、やはり現地調査をするということになりますと、大変お忙しい中、半日から1日、これのお時間を割いていただくということになります。したがって、今回、もし現地調査を行うまでもないということであれば、今年度は見送るということでも差し支えないかと思われ

ます。

現地調査のあり方につきまして、ご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 ただいま事務局から、年間予定について報告がございました。

表にあるように、あらかじめ予定は組まれておるわけですが、下水道事業についてが中心ということで、説明あるいは審議について事務局としていろいろな工夫を少し考えてみたいということで、日程が変更になる可能性もあるという報告がございましたが、それはそのときにまた皆さんと調整させていただきたいと思います。

もう一つ、今、現地調査のことについて提案がございましたけれども、現地調査をすれば、下水道事業ですので、現場を見るというのは何と申しますか、なかなか難しいというか見栄えがしないというふうにおっしゃっていましたが、そういう中でやるとすれば処理場ではないかという提案でございますが、いかがでしょうか。

何かご意見ございますか。

行くとすると、大体午前中に現地を見て、午後審議をやるという日程になるかと思っておりますけれども。

事務局（技術管理課 課長補佐） 先ほどの中央処理区の現地調査ということでありますと、8月2日午前中にご参集を願いまして、午前中に現地調査を行っていただいて、午後に審議をいただくという形になるかと思えます。

委員長 いかがいたしましょうか。

どうも意向を聞いてみると、事務局の方はどちらかという今回は見送りたいと。

事務局（技術管理課 課長補佐） そういったことは全くありません。

委員長 ざっくばらんに言い過ぎましたかね。

ご希望があればということですが、いかがいたしましょう。

新任の方もおられるので、ぜひいかがですか。

室委員は。

委員 これだけの案件がありますので、行ってみたいという気はあるのですが、ただ残念ながら、8月2日の午前中は既に別件が入っておりまして、ちょっと伺いたくても無理かなという状況です。

委員長 野中委員、いかがですか。

委員 都合がつけば参加したいと思います。

委員長 田坂委員。

委員 下水道工事ということで、特に改めて見たいというほどではありませんけれども、もしやるようでしたら参加いたしますということです。

委員長 いかがいたしましょう、どうしましょうかね。

委員 下水処理場ということなのですからけれども、先ほどちらっと言われたのですけれども、茂原にある最終処理施設の方が、せっかく行くのであればいいのではないかなと思うんですけれども。

委員長 そうですか。

どんなところ、簡単に。

事務局（技術管理課 課長補佐） ただいまの茂原にある処理場は、下水道汚泥が年々増えて、いろいろ処分に困っていたのですけれども、それは溶融化と申しまして、スラグに処理をして、いろいろ有価物として取り扱っていかうという施設でございます。

非常に珍しいといえは珍しい施設でございますので、今回の案件には関係がなくなりますが、時間的に多分中央処理区とあまり離れておりませんので、鬼怒川上流中央浄化センターを見ていただいて、下水道の一般的な施設をごらんいただくという形になろうかと思いますが、もちろん審議内容にも関連する内容が含まれておりますので、それを見ていただいた後、また帰る途中に茂原の施設がございますので、それも十分見ることができると思います。お昼ぐらいいでに。

委員長 半日で、大体。

事務局（技術管理課 課長補佐） 半日、そうですね。9時ごろ出発して、お昼ごろには帰ってこられるかと思えます。

委員長 そうですか。

では、いろいろ議論しても時間ばかりとるので、委員長の判断で、今のご提案の処理場と茂原の何でしたっけ。

事務局（技術管理課 課長補佐） 資源化工場。

委員長 資源化工場、これを見学するということにさせていただいてよろしいでしょうかね。

ご都合のつく方には参加していただくということで、事務局、よろしくお願ひしたいと思ひますが、そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

委員長 8月2日ですから、1日仕事になりますけれども、よろしくお願ひいたします。

事務局（技術管理課 課長補佐） わかりました。

では、第2回の8月2日木曜日になりますが、午前中の詳しい時間等につきましては、また追ってご連絡をさせていただきますけれども、ただいまの2カ所につきましては、現地調査ということで実施をさせていただきたいと思います。

よろしく願いをいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、いよいよ審議に入りたいと思います。

国土交通省所管事業の再評価についてでございますけれども、本日提案された対象事業は、県の道路事業が1件、県の河川事業が2件、県の街路事業が1件、それに宇都宮市の区画整理事業が1件、合わせて5件ございます。

議事の進め方でございますが、事業箇所ごとの順番に事業の概要及び対応方針（案）の説明と、皆さんに事前に質問等をいただいておりますが、その質問等についても説明をいただいて、その後議論をし、最後に全案件について委員会としての意見内容を決定すると、そういう段取りで進めてさせていただきます。

よろしく願いします。

最後に、委員会としての意見内容を決定するための取りまとめを行う部分につきましては、委員の率直な意見交換や意思決定の中立性を確保し、公正かつ円滑な議事運営に支障を来さぬよう、栃木県公共事業評価運営要領第11条2の規定に基づきまして、会議を非公開とさせていただきます。よろしく願いします。

それでは、まず最初に道路事業「一般国道461号 塩谷町 船生バイパス」について、県から資料4に基づいて事業の概要と対応方針（案）の説明をお願いいたします。よろしく願いします。

栃木県（道路整備課 課長補佐） では、まず初めに自己紹介をさせていただきます。

道路整備課課長補佐をやっております青山と申します。よろしく願いします。

栃木県（道路整備課 副主幹） 国道事業を担当しております狐塚と申します。よろしく願いします。

栃木県（道路整備課 技師） 同じく国道担当、川合と申します。よろしく願いします。

栃木県（道路整備課 副主幹） それでは、私の方から座ったままで申しわけございませんが、説明をさせていただきます。

道路改築事業、一般国道461号船生バイパス、こちらにつきましては、事業採択年度が平成10年度ということございまして、今年度事業着手後10年が経過、再評価の分類につきまして

は、事業採択後、長期間が経過した時点で継続中の事業ということでご審議いただく案件でございます。

長期または未着工の理由及び現状の課題は特にございませぬ。

それでは、パワーポイントの方をごらんいただきまして、こちらの方で説明をさせていただきます。

事業概要でございますが、事業名につきましては、国庫補助道路改築事業、所管課といたしましては、我が道路整備課でございます。

路線名につきましては、一般国道461号、事業箇所につきましては塩谷町の船生バイパスでございます。

起終点につきましては、起点が塩谷町の船場から同町の日頂地区でございます。

事業延長が5,400m、事業採択年度は、平成10年度、用地の着手年度は平成10年度、工事着手は平成11年度でございます。

平成16年度に一部分供用しているところでございます。

事業の期間につきましては、平成10年度から平成21年度。全体事業費につきましては40億円、うち用地補償費につきましては13億4,000万円でございます。

用地につきましては、4車線の計画でございますが、4車分の用地を今回の事業で取得する計画としております。

また、工事につきましては、4車線のうち2車線分を今回整備する暫定施行ということで、用地費と工事費、総額で40億円でございます。

平成18年度末時点におけます進捗状況でございますが、執行済みの事業費は32億5,000万円、進捗率につきましては81%、うち用地補償費につきましては13億4,000万円、進捗率につきましては99.9%、額にいたしまして100万円程度がまだ未買収という状況になっております。ただし、こちらにつきましては、既に内諾を得ておるところでございます。

続きまして、一般国道461号の位置づけでございますが、日光市を起点といたしまして、茨城県の高萩市に至る幹線道路でございます。栃木県の北部地域におけます東西の軸として非常に重要な道路でございます。また、栃木県総合計画の「とちぎ元気プラン」こちらにおきまして、「自然ふれあいサブコリドール」に位置づけられているものでございます。

次に、船生バイパスの位置でございますが、左下部分が日光市、旧今市市の市街地でございます。右上の方が矢板市街地でございます。塩谷町の船生地区はそのちょうど中間付近に位置しているものでございます。船生バイパスにつきましては、船生の市街地の南側を迂回する

延長5.4kmのバイパスでございます。

船生市街地の現道部の状況でございますが、左側の写真をごらんください。

道路幅員が狭小かつ屈曲部が多いため、ごらんのように大型車がセンターラインをはみ出して走行しております。このような状況でございます。

また、右側の写真でございますが、中央付近の県道との交差点には右折レーンが設置されていないため、慢性的な交通渋滞を引き起こしている状況でございます。

また、沿線には3つの小学校がございますが、それぞれの小学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道が未整備なために、ごらんのとおり通学児童が非常に危険な状況でございます。

本事業の目的でございますが、広域的地域間の交流の促進、地域間連携及び物流機能の強化、また観光産業の支援、そして円滑な交通と自転車、歩行者の安全確保、このようなものが主な目的でございます。

続きまして、ルートの検討でございますが、現道をそのまま広げます現道拡幅、また別の場所に新たな道路を築造するというバイパス、この2つの案で検討したところでございますが、その結果、道路用地の取得や工事中の交通渋滞等、こういったものにおきまして、バイパスの案が優位と判断しまして、バイパスルートを採用したところでございます。

こちらが採用いたしましたバイパスのルートでございますが、図中の判例、黄色が一般国道461号の現道でございます。赤色の点線が船生バイパス、今回のバイパスでございます。ピンク色の部分が船生の市街地、緑色が県道宇都宮船生藤原線でございます。船生バイパスは、ごらんのとおり市街地の南側を迂回する延長5.4kmのバイパスでございます。バイパスの大部分が土地改良事業、船生中部、船生東部、この2つの土地改良事業の区域内に位置しておりまして、計画を策定するに当たりましては、土地改良事業側と連携を図りながら作成したところでございます。また、中間付近で県道に接続するために、部分的な供用が可能というふうなものでございます。

本事業の道路の横断構成でございますが、まず将来交通量、これは平成32年時点の将来交通量を予測した結果に基づきまして、本線部が4車線必要ということもございまして、全体計画を策定いたしました。

道路用地につきましては、4車線必要な幅を今回の事業で取得しております。

また、現在の交通量から当面の間につきまして、本線部は4車線必要ないということございまして、4車線のうちの中央の2車線のみを施工することとしております。

本線4車線計画のうち、暫定的に2車線を整備するという手法につきましては、3通りほどございます。

1つは、片側の2車線、半分から片方ですね、この2車線のみを施工して反対側の半分を残すという片寄せ型、もう一つが両サイドの2車線のみを施工して、中央部だけを残すというセパレート型、また中央部の2車線のみを施工して両サイドを残す中寄せ型、この3つがございりますが、今回は、隣区域の土地の利用形態、また将来開発見込み、工事コスト等、こういったものを勘案いたしまして、当該バイパスにつきましては中寄せ型というこのごらんのようなスタイルの整備をすることといたしたところでございます。

また、バイパス周辺は土地改良事業によりまして圃場が整備されまして、軽トラックとかトラクター、こういった農耕車両の往来や横断が予想されるために、土地改良事業側との調整の結果、農耕車両と自転車、歩行者兼用の副道、幅員5mでございりますが、これを両側に整備する計画といたしたところでございます。

続きまして、こちらが完成時の計画でございます。4車線化をするときはこういう形で両側のところを付加しまして、4車線を造るものでございますが、4車線化の時期についてでございます。

本路線の平成17年度におけます交通量調査の結果におきましては、1日当たりの交通量が8,800台でございます。このバイパスを完成した後に供用いたしますと、推定の結果では、7割の交通量がバイパス側に転換されるというふうな結果が出ております。8,800台の7割といたしますと7,000台程度でございりますが、こちらがバイパス側に転換されると予想されております。道路構造令におきましては、このような地域におきましては、1日当たりの交通量9,000台を超えると4車線が必要、4車線の整備が望ましいというふうにされておりますので、7,000台がだんだん増えていきまして、将来9,000台を超えるころに4車線化というふうな考えを持っております。

当該路線の交通量の推移状況を見きわめながら、4車線化の時期を判断していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、当事業の進捗状況でございますが、平成17年3月に1期工区、図中の赤い色の実線区間でございりますが、こちらの2.5kmが完成いたしまして、供用を図りました。

また、本年度平成19年度には、2期工区の用地取得を完了いたしまして、平成21年度に全線供用できるように工事を推進しているところでございます。

続きまして、1期工区を供用したことによりまして整備の効果でございますが、供用後の交通

量を調査しております。

1期工区の供用の状況でございます。平成16年度に供用した1期工区の状況でございますが、左側の写真は終点付近、矢板市側の交差点の状況でございます。右側の写真は、中間部付近の状況でございますが、いずれにつきましても円滑な交通が確保されているところでございます。

続きまして、1期工区供用による整備の効果でございますが、供用後の交通量調査をした結果、現道の交通量の約25%がバイパスの方に転換して、現道部の交通量は減少しております。

また、交通事故の発生の状況でございますが、こちらにつきましても、平成17年、平成18年の結果としましては、それぞれ年間2件、交通事故の発生件数が減少しているところでございます。いずれにおきましても、現道部の安全性が向上しているところでございます。

続きまして、2期工区の進捗状況でございますが、本年度に用地取得を完了いたしまして、また、土佐川に係る橋梁工事、こちらも今年度完了の予定でございます。本年度末におきます進捗率につきましては、86%が達成できる予定でございます。

続きまして、コスト縮減の取り組みの状況でございますが、3つほど挙げさせていただきました。

1つ目が再生骨材、再生アスファルト合材、こういったものを積極的に活用することによりまして、社会的コストを低減しております。こちらにつきましては、コストの換算は特にしておりません。

2つ目が他事業で発生します建設発生土、これを当該工区の不足する盛土材に有効活用することによりまして、約5,000万円の工事コストの低減を図っているところでございます。

3点目が本線の車道、4車線計画のうち2車線を整備することでございますが、余った部分の2車線、この未施工分の法面におきまして、防草工を採用し、ライフサイクルコストを年間約400万円削減する、縮減しているところでございます。

防草工とは何かと思われるかもしれませんが、防草工とは、写真を見ていただくとおりでございますが、防草シートとマツバギク、これを併用することにおきまして、雑草等の植生を抑制し、草刈りなどの維持管理費を縮減するものでございます。

防草シートといいますものは、その効果でございますが、遮光効果によりまして、雑草の植生を抑止する、また透水性、通気性にすぐれ、環境にもやさしいものでございまして、耐用年数は10年とすぐれるものでございます。

マツバギクにつきましては、繁殖力が旺盛でございまして、繁茂は雑草、植生を抑止するという効果がございます。また、春先から晩秋まで開花しまして、長期にわたり色鮮やかな景観

を楽しませてもらえるものでございます。

続きまして、費用便益の分析結果でございますが、全体区間を一括して供用した場合の費用便益につきましては、便益費が2.7でございます。

現在、1期工区を供用しておりますが、2期工区、未供用区間を追加で供用した場合の費用便益、こちらにつきましては8.9でございます。2期は8.9でございます。

続きまして、事業のスケジュールでございます。

整備スケジュール、凡例でございますが、青色が当初の計画、赤色が実施結果でございます。上段が1期工区の整備状況、下段が2期工区の状況でございます。

事業のスケジュールにつきましては、当初の予定どおり順調に進んでいるところでございます。

1期工区につきましては、平成10年度に用地取得に着手いたしまして、平成16年度に完成し、供用しております。2期工区につきましては、平成14年度に用地取得に着手し、また平成16年度には工事に着手しているところでございます。本年度に用地取得を完了し、平成21年度に工事を暫定2車線で完成いたしまして、供用する予定となっております。

以上の説明によりまして、今後の方針（案）でございますが、現在の計画で事業を継続しまして、平成21年度に暫定2車線で全線供用を図りたいと考えております。

説明については、以上でございます。

ご審議のほどよろしく願います。

委員長 ありがとうございます。

この件については、事前に質問があったかと思いますが、これについてご説明をしていただけますでしょうか。

事務局（技術管理課 課長補佐） お手元の資料に、一番最後のペーパーになりますが、事前質問がございまして、全体の方、様式に関する質問に関しまして、事務局の方から説明させていただきたいと思っております。

質問の内容でございますけれども、道路、河川、区画整理など事業によって再評価書類のフォーマットが異なるのはどういう背景からでしょうかというご質問でございます。

ただいまの案件につきましては、道路事業について様式4-1というところにフォーマットが決まっているわけですが、次の資料などと比べていただきますと、フォーマットがかなりそれぞれの事業ごとに変わっております。

これは、先ほどの再評価事業については、国から補助金をいただくときの要件になっており

ますという説明をさせていただいておりましたが、その申請に当たりまして、国の事業種別ごとに再評価の実施要領というものが決まっております、その中に細目基準というのがございまして、それぞれ河川の事業はこういうふうにしなさい、道路の事業はこうしなさい、街路の事業はこうしなさいという内容に分かれております。

その細目に準じて、本件の様式を作成しているということでございまして、やはり補助金を申請するための要件となっておりますので、どうしてもやはりこういうフォーマットが異なってしまうということでございます。

ただ、できるだけ今後ともいろいろと調整をして、なかなか同じ様式でつくりましょうと、それぞれ求めているものは違いますので、つくりましょうというのは難しいのですけれども、できるだけフォーマットが統一できるような方向では、改善は常に試みていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 道路の方はいかがですか。

栃木県（道路整備課 副主幹） 問の2ということで、暫定2車線とありますが、当初の工事予定は2車線ではなかったという意味でしょうか。

また、将来拡幅する場合には、どのように用地あるいは車線を確保するのでしょうかという問いでございますが、ちょっと画面の方を見ていただきまして、先ほど来ご説明いたしました、こちらが将来4車、4車の暫定というのはこの中央の部分だけを言っております。

今回の整備でこの外、外、概成はしますが、将来はこういう4車線の計画としておりますが、当面の間は、このように中央の2車線分だけを整備するというで暫定施工と称しております。したがって、この両側のこの部分がとりあえず車道として築造せずに、将来必要なときに2車線、両側に付加して築造するよというふうなものでございます。用地につきましても、今回の工事で必要幅、全幅を取得するものでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたけれども、ただいまの説明について、事業概要及び事前質問等、これらの質問に対してご質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 事前質問の件で、今の暫定の件はお話を聞いて大体わかったのですけれども、ただこ

ういうふうになると、何かまたそのときに副道部をふさぐとか、そういう問題が起こらないのかなという気がしたので、そんなに本線を上に盛り上げなくてもいいのではないかと、副道に比べて。その辺がどういう考えなのかなということが気になったので質問させていただいたのですけれども、これが一番ベストというか適している方法だということだと思っておりますけれども、その辺はどういうことなのでしょう。

委員長 はい、どうぞ。

栃木県（道路整備課 副主幹） まず、4車線化するとき、先生がおっしゃったとおり、副道の方を閉鎖する必要があるのではないかというご質問ですが、こちらにつきましては、通行止めとかそういうふうなことは特にせずに、施工は可能でございます。

それと、副道と本線の高低差でございますが、こちらのやはり本線と副道を分離することにおきましては、やはり多少高低差をつけた方が安全であると。同じ高さにするというのは、やはり副道から本線へ乗り込むとか、そういったことが可能になりますので、あくまでも副道を利用する農耕車とか、そういったものと本線を通る車両、当然速度が違いますから、そういったものは分離した方が、やはり国道としての幹線道路の整備には必要かなと考えております。

委員長 いかがですか。

委員 多分、前にもこういう例を見たときに、ああいうようなやり方をしてはいなかったような気がしたので、だから全体の幅員が少ないからこうなっているということですかね。もう少し余裕があればこうしなくてもいいということなのかもしれない。前は多分こんな工事ではなかったような気がしたので、そういう制約の中でこれがベストだということなのでしょう。

栃木県（道路整備課 副主幹） 恐らく先生、去年ですね、鹿沼南バイパスのやはり4車線化の中での暫定2車というところでご質問をいただいたのを覚えていらっしゃるでしょうか。鹿沼南バイパスにつきましては、先ほどご説明したとおり、セパレートということで両側、両サイドに2車線、それぞれ1車線ずつ整備をする暫定施工でございました。

整備の仕方は、先ほど申したとおり3パターンございますが、やはり地域の方との話し合いの中でいろいろご要望があります。使い勝手がやはりいろいろな思惑がございますので、こういうふうにしてくれとか、ああいうふうにしてくれというご意見もありますので、そうしたものを一つ念頭に置きまして、整備の仕方は考えております。

それと、もう一点何でしたか。

委員 大体今のでわかりました。

委員長 高低差のこともありますが。

委員 そういう制約の中で要望とかの中でこれがベストかと。

栃木県（道路整備課 副主幹） 用地幅なのですが、これも先ほど来ご説明しているように、これは土地改良整備事業の中でやっておりますが、幅的なものとかそういったものも土地改良事業といろいろ話をしまして、当然ながら整備区域内に道路を入れるということは、耕地の面積も減るということもございまして、そうした中である程度検討し、やっております。

本当に広大な用地幅がいただければ真っ平らで整備することも可能でございますが、そうしたことも一つ念頭に置いて協議しながら進めている結果でございます。

委員長 他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 つまらないことだけれども、道路断面を見て、側溝位置が1.25m内に入っているように見えるんですが、この図ですと。手元の資料だと側道の方に側溝があるのですが、画面のところには側溝はないんですね。これは、側溝はどちらに入るのが正しいのかなという気がしたのです。メインの両側に側溝がずらっと入って、拡幅するときに掘り直すというのも何か不自然かなという気がするので、そこを教えていただきたいのです。

栃木県（道路整備課 副主幹） ご指摘のとおり、やはり拡幅するときには側溝を壊すという行為が出てきますので、側道の方に入れるのがベターなところもございまして、部分的に上のところに入っているところもございまして。場所によって、若干、使い分けをしているところもございまして。

委員 雨の関係、水の関係。

栃木県（道路整備課 副主幹） 基本的には、側道の方に設置することを基本としてやっております。

委員長 他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

委員 費用便益の件なのですけれども、大体供用区間が第1期、第2期半々ぐらいで、これまでかかった利用が51.3億円で、そのうち用地費が13億円ぐらいですか、それを差し引いても30億円ぐらいで、今後15億円という随分少ない費用で、なぜそうなのかなというのが聞いていて疑問だったのですけれども。

委員長 はい、どうぞ。

栃木県（道路整備課 副主幹） この15億円というのはコストなのですが、平成19年度以降に必要な工事費用、それと供用40年間に発生する維持管理費用、そうしたものを平成19年度時点に割り戻して計算した費用でございます。

実際の工事費につきましては、残工事費はあと改良工事が1億1,000万円、舗装工事が4億5,000万円ということで、5億6,000万円勘定することになっておりますので、残っている工事量、それと維持管理費ということにご理解していただければいいかと思えます。

委員 わかりました。

委員長 他にございませんか。よろしいですか。

ご質問も特にないようでございますので、本件についてはこれで質疑を終わりたいと思えます。

ご苦労さまでした。

栃木県（道路整備課 副主幹） ありがとうございます。

委員長 それでは、次に河川事業「一級河川 相の川 大田原市・那須塩原市」について、県から資料5 - 1に基づき、事業の概要と対応方針（案）の説明をお願いいたします。

栃木県（河川課長） 県土整備部河川課長の久保でございます。

本日、資料のとおり2件についてご審議をいただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

栃木県（河川課 課長補佐） 課長補佐の齋藤でございます。

資料について、私の方から説明させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

栃木県（河川課 主査） 企画治水担当須田といたします。よろしく申し上げます。

栃木県（河川課 課長補佐） お手元の資料をお開きください。

番号102番と103番。河川事業2件でございます。

102番につきましては、次のページ以降、河川事業の再評価項目、これに沿いましてご説明させていただきたいと思えます。

河川名が一級河川、相の川でございます。

左側に栃木県の位置図がございますが、那珂川水系の一級河川でございます。那珂川水系の二次支川になります。

事業区間といたしまして、大田原市市野沢地先の主要地方道大田原芦野線の高野橋から上流

に行かれまして、那須塩原市東小屋地先までの計画延長3,090mでございます。

再評価実施の理由といたしましては、事業採択後10年経過ということでございます。

事業が長期間要している理由としましては、県営圃場整備事業、金田北部地区と進捗を合わせて進めておりまして、概ね順調ということでございます。

次に、事業の目的でございますが、相の川は、那須塩原市の沓掛地先から流れ出しておりまして、南東へ流下している河川でございます。

計画案につきましては、流下能力、川の断面積が狭いため、不足しておりますことから豪雨、出水時には、宅地、農地、道路等に浸水被害が発生している状況でございます。そのため、河積の拡大を図りまして、氾濫を防止し、浸水の被害の解消を図るとしてございます。

河川整備計画と整備内容でございますが、現況川幅、薄い線が入っているのが現況の横断でございますけれども、大体3mから4m程度の川幅でございますが、これを19.2mから15mと幅を広げまして、計画洪水流量が95から60 $\text{m}^3/\text{s}$ でございます。

流域面積は7.75 $\text{km}^2$ でございますが、治水安全度の記載はございませんが、確率5分の1で計画してございます。

工事内容としましては、本工事、これは河川に係る工事でございますけれども、掘削です。断面積を広げますので、かなりの掘削量が出まして8万4,000 $\text{m}^3$ 。護岸工としまして4,080 $\text{m}^2$ でございます。

附帯工といたしまして、これは河川に付随した工事でございますが、道路橋、橋梁がございまして、それが7橋ほどございます。

次、事業進捗状況でございますが、採択が平成10年、用地着手が平成10年、工事着手が平成11年でございます。事業計画としましては、平成10年から平成24年度までの15カ年、当初あるいは現時点でも同じ計画で進んでございます。

全体事業費といたしまして8億4,000万円、うち用地補償費が2億4,000万円でございます。

事業進捗状況でございますが、投資事業費が6億円、進捗率71%となっております。うち用地費は2億2,000万円、進捗率94%でございます。

事業進捗状況でございますが、計画全体延長3,090mのうち、下流側の鴻巣工区2,400mにつきましては、圃場整備事業、金田北部地区と事業調整を図っておりまして、平成16年度までに完了してございます。

事業の見込みでございますが、その後、上流工区、東小屋工区690mにつきましては、平成17年度から引き続き着手してございまして、用地取得を進めております。用地につきましては、

平成20年度、来年度に完了する予定でございますが、工事につきましても、引き続き進捗を図りまして、全体の計画としましては、平成24年度までに事業完了をさせるという予定でございます。

一連の整備効果の発現状況といたしましては、改修前後の写真を出してございますが、整備済み区間におきましては、宅地、農地等の浸水被害が解消されたところでございます。

事業目的に関する諸状況でございますが、現状の課題といたしまして、残区間に橋梁、線で書いてありますが、農道、市道等でございます。これが4橋ございまして、それぞれの管理者、市道ですと市、農道ですと土地改良等との協議を速やかに実施しまして、上流工事を進めまして、早期の浸水被害の解消を図ることとしております。

災害発生時の影響でございますが、想定氾濫解析によります浸水区域図でございます。これによりまして、浸水戸数が182戸、浸水面積109ha、道路浸水延長が3,500mとなっております。

次に、過去の災害実績でございますが、3点ほど記載してございますが、平成10年、那須災害のときでございますが、そのときに大規模な出水がございまして、86戸の家屋浸水、97haの宅地、農地等の浸水が発生した状況でございます。

災害発生危険度といたしましては、未整備区間におきまして、流下能力不足のため豪雨時には宅地、農地等の浸水被害が発生している状況でございます。

地域開発の状況につきましては、流域内におきまして、特に大きな土地利用の変化はございません。

次に、関連事業整備状況でございますが、先ほど申しました事業区間の河川沿川で、県営圃場整備事業、金田北部地区、これが実施済みでございます。

後ろのページにいただきまして、費用対効果の分析の結果でございますが、総便益Bにつきましましては、先ほどの想定氾濫解析によります浸水面積109ha、浸水戸数182戸から治水経済調査マニュアルというものに基づきまして、算出いたしました年平均被害軽減額、これで行きますと3億500万円、これを現在価値化したものを評価対象期間、河川事業の場合は50年間としております。

この区間、累計いたしまして、さらに堤防や護岸等が残りますので、残存価値を加えまして、総便益C77億円を算出しております。

また、総費用Cにつきましましては、工事完成までの各年次の工事費と評価期間50年間内の維持管理費を現在価値化したものを累計しまして、ちょうど10億円の数字が出てございます。

それから、費用対効果としまして、費用便益比B / Cでございますが、7.7という数字を出してございます。

事前質問の中で、次に出てきます武子川との費用便益分析結果が大きく異なるというのは、どのような理由によるのでしょうかというご質問がございましたが、これは武子川の方の説明の後であわせて説明させていただきたいと思えます。

さらに、コスト縮減等の検討でございますが、圃場整備事業との調整によりまして、掘削残土の処理あるいは用地の交換などによりまして、コスト縮減を図っているところでございます。

また、代替案等の検討につきましては、特に河川の本川につきまして、現川の拡幅案、もとの川どおりに広げていく案と圃場整備、面的に入りますので、圃場整備事業と調整した案とで比較検討した結果、現在進めております圃場整備との調整案で進めることが最適であるということであります。

最後に、対応方針（案）でございますが、現計画で事業を継続するというので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

この事前質問は、後ですね。

栃木県（河川課 課長補佐） はい、両方2カ所やってからの予定です。

委員長 ただいまの事業概要について何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 この相の川の上流部が防災調節池ということになっているのですが、これがあっても災害が起きてしまうということですか。では、防災調節池の役割は何だということになってしまっているのですかね。

あと、何か流域が狭い割には、非常に湛水とかが起きているというようなことなのですが、これも、この圃場整備も関連してやっているということになりますと、宅地があるのにそうはないのではないかというような感じもするんですけども、そこら辺も含めてお願いします。

栃木県（河川課 課長補佐） まず、1点目の防災調節池でございますが、これは那須塩原駅のすぐ近くの区画整理事業がございまして、そのエリアからの流出抑制対策のための防災調節池でございまして、当該の相の川全体の流域としては一部分ということで、河川整備の方はそのエリアを含めた形で進めております。

2点目の圃場整備エリア内で農地だけというお話でございますが、浸水想定区域図がござい

ますが、想定氾濫区域ですね。圃場整備エリアから離れた宅地の部分まで浸水想定区域になってございます。この辺、地形が那須地方の扇状地でございますして、氾濫エリアが洪水時には全面的に水が来るような地形ということで、このような氾濫エリアとなっております。

委員長 圃場整備はこのどの辺ですか。

栃木県（河川課 課長補佐） 紫を含むだけになっております。

委員長 その辺ですか。

栃木県（河川課 課長補佐） そうなります。河川沿線ということになります。

委員長 はい、どうぞ。

委員 そうしますと、この防災調節池の上流からこの相の川に入る水というのはあるのですか。

それと、防災調節池は、何かこの図でも切れているみたいなのですが、そうしますと、この川に入る水というのが、水田とかこの川の周囲から入ってくるような感じがないと、そんなに洪水になるほど入ってこないのではないかなという気がするのです。

栃木県（河川課 課長補佐） 流域図でございますが、防災調節池というのは、この赤の部分です。このエリアだけの水を受ける形ですね。流域としましては、この緑で示しました、ちょっと上の方が切れてございますが、こういったエリアの浸水面積が7.75km<sup>2</sup>でございますので、河川断面としては、この防災調節池だけでなく、全体の流域からの水を集める計画で進めてございます。

委員 そうしますと、防災調節池の上にもまだ相の川があるということなのですか。

栃木県（河川課 課長補佐） 一級河川としてはここで終点ですが、ここに入ってきます水路などが上流まで続いているということでございます。

委員 わかりました。

委員長 他に。

はい、どうぞ。

委員 先ほど、ご説明の中で、安全確率が5分の1というのがありましたよね。これは整備が終わった後なのでしょうか。

栃木県（河川課 課長補佐） 計画しておりますこの横断図で、計画流量95～60m<sup>3</sup>毎秒、これが確率5分の1相当の断面図になってございます。

委員 そうしますと、今、想定氾濫解析ですと浸水戸数が182戸、浸水面積109haというのは、要するに現況のまま5年に1度のものが発生したときに、このぐらいの被害があると、こう

ということになるのですか。

栃木県（河川課 課長補佐） そういうことでございます。

委員長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

特にございませんか。

ご質問もないようですので、この件についてもここで打ち切らせていただいでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、やはり河川事業の「一級河川 武子川 宇都宮市・鹿沼市」について、資料5 2に基づいて事業の概要と方針案の説明をお願いいたします。

栃木県（河川課 課長補佐） それでは、引き続きまして、河川名一級河川、武子川でございます。

場所は、宇都宮市下欠町地先の利根川水系の一級河川でございまして、思川の支川姿川の支川の武子川でございます。

事業区間は、宇都宮市下欠町の姿川合流点から上欠町地先の市道の若林橋というのがございますが、そこまでの延長1,646mでございます。

再評価実施の理由といたしましては、事業採択後10年経過したためでございます。

事業が長期間要している理由としまして、県営圃場整備事業姿川地区と進捗を合わせておりまして、概ね順調に進んでいるところでございます。

事業目的でございますが、武子川は思川、日光市の箱森地先が源流でございまして、日光市、鹿沼市、宇都宮市と南に流下していきまして、姿川に合流いたします。

計画案は、流下能力が不足しておりますことから、豪雨時には宅地、農地、道路等に浸水被害が生じている状況でございます。このため、河積の拡大を図りまして、氾濫を防止し、浸水被害の解消を図ることとしてございます。

河川整備計画と整備内容でございますが、こちら現況、薄い線でいきますと、川幅が10m程度でございます。これを残存のように約25mの川幅に広げまして、計画流量が150<sup>3</sup>m/sでございます。流域面積が35.75km、こちらも治水安全度は5分の1で計画してございます。

河川自体の本工事といたしましては、掘削量が9万300<sup>3</sup>m、護岸工が1万1,600<sup>2</sup>m、附帯工としまして道路橋が4橋でございます。

次に、事業の採択年度でございますが、平成10年用地、工事ともに平成10年から着手してお

りまして、順調に進んでいるところでございます。

事業計画としましては、平成10年から平成28年までの19年間で予定してございます。

全体事業費が19億9,000万円、うち用地費が9億円でございます。

事業進捗でございますが、投資事業費が6億2,000万円、進捗率が31%でございます。うち用地費が3億2,000万円の進捗率36%となっております。

事業進捗状況でございますが、計画延長のうち、下流側姿川合流部ですが、600mにつきましては、県営圃場整備事業の姿川地区でございます。こちらと事業調整を図りまして、平成16年度までに完了してございます。

その上流につきましては、平成17年度より第2期工区といたしまして1,046mについて、用地買収を進めてございまして、地元の理解を得られている状況でございますので、計画的に整備を進めていくということとしてございます。平成28年度までに何とか完成させていきます。

一連の整備効果の発現状況でございますが、下流の整備済み区間におきましては、整備前後の写真をつけさせていただきました。宅地、農地との浸水被害が解消されたところでございます。

次に、利用目的に関する諸状況でございますが、現状の課題といたしましては、橋梁架け替え、これは市道橋でございます。2橋、農道橋と市道橋です。それと、農業用の取水堰が1基ございまして、それぞれの管理者と早急に協議を進めまして、上流の工事を進めて浸水被害の解消を図るということとしてございます。

災害発生時の影響でございますが、想定氾濫解析によりまして、浸水戸数67戸、浸水面積76ha、道路浸水延長が1,250mの想定でございます。

過去の災害実績でございますが、平成10年に特に大きな出水がございまして、5戸の家屋、それと700haの農地、宅地等に浸水が発生している状況でございます。ごらんのような被災状況、出水被災状況でございます。

災害発生時の危険度でございますが、未整備区間におきましては、現況流下能力が不足してございますので、豪雨時には宅地や農地に浸水被害が発生している状況でございます。

地域開発の状況といたしましては、流域内におきまして特に大きな土地利用の変化はございません。

関連事業といたしましては、県営圃場整備事業、姿川地区が実施済みでございます。

次のページをごらんいただきまして、費用対効果の分析でございますが、先ほどと同様、総便益比につきましては、想定氾濫解析によりまして求めました年平均被害軽減額、こちらは1

億7,600万円でございます。これを現在価値化したものを評価期間50年分を累計しまして、さらに残存価値を加えたもので42億3,900万円となっております。

総費用につきましては、完成までの各年次の工事費と評価期間分の維持管理費を現在価値化したものの累計をいたしまして、19億4,100万円でございます。費用便益比B / Cでございますが、こちらは2.2でございます。

続きまして、コスト縮減方策でございますが、こちら護岸工施工箇所につきまして、橋梁の前後あるいは水衝部、水がぶつかる下部のところなどのみの整備としたり、既設、もともとある構造物、護岸等を採用するなどして工事費の縮減を図ってございます。

代替案の検討といたしましては、計画区間、こちら姿川の合流点付近ということで、遊水池の適地がないことから、現計画での河川、河道の改修が最適であるとしてございます。

対応方針（案）といたしましては、現計画で事業を継続するというところでよろしく願いいたしたいと思っております。

委員長 事前質問ですね。

栃木県（河川課 課長補佐） 2点ですね。あと、相の川が7.7ということでございますので。費用便益の分析結果でございますが、102番の相の川と武子川、これを比較した場合、B / Cが相の川7.7、武子川が2.2でございますが、これを便益部分について1 m当たりということで割り算してみますと、249万円と257万円とほぼ同じ便益で、1 m当りに換算しますと同じになります。

一方、総費用1につきまして、1 m当たりで換算しますと、相の川が32万4,000円、武子川が117万9,000円と約3倍以上の差が発生ございます。この差がこのまま費用便益B / Cの差になっているところでございますが、費用につきましては、特に相の川と武子川、川の規模、川の幅が相の川は23m、武子川は31mと5割程度広く、あるいは水深も大きくなってございます。その辺が一番の要因で、工事費が高くなっております。

またもう一点、用地費、こちらの方の単価がかなり高くございまして、武子川は宇都宮市近郊ということで、用地の単価が相の川、那須方面のところと大幅な違いがございまして、全体事業費の中でも用地費に占める割合が武子川は多いということから、工事費が全体的に高くなりまして、費用便益比にこうした差が出てきているということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

事前質問も含めて、ただいま武子川について説明がございましたけれども、これについて何

かご質問、ご意見がございましたら。

はい、どうぞ。

委員 素人なのでよくわからないのですが、2ページ目の標準横断図で平常時の水位と計画水位があるのですが、この比率を見ていると、現況の平均流下能力と計画流量との差、100と150ぐらいの差と、この2つの差というのは大分違うように見えるのですが、これを教えていただけませんか。

栃木県（河川課 課長補佐） こちらの横断図で、細い線が現況の図です。これに、水がここまで天端いっぱいまで流れた場合が、ここで言う現況流下能力80m<sup>3</sup>/sから100m<sup>3</sup>/sです。計画量150m<sup>3</sup>/sは、この太い計画断面、これでこの上の範囲を流れておりますが、ここまで流れた場合に150m<sup>3</sup>/sということです。現況流下能力は、現況の断面で計算したので、ここにある平常時の水位というのは、河川整備した後に通常流れる水位を表現したものでございます。

委員 普通流れている水と、それから緊急時に最大に流れる水ということで考えればよろしいわけですか。

栃木県（河川課 課長補佐） そういうことでございます。

委員 その場合、大量に水が流れるときの時間雨量というのは大体どれぐらいを想定されているのですか。

栃木県（河川課 課長補佐） 武子川の方は、計画が日雨量の評価でやってございまして、日雨量140mmぐらいを想定してございます。

委員 平成10年というのはかなりひどい被害があったのですが、このときの量ではなくて、もうちょっと下のレベルで考えているということによろしいわけですね。

栃木県（河川課 課長補佐） 平成10年出水規模まではいかないかと存じます。

委員 わかりました。

委員長 他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 相の川と武子川を比較した場合に、相の川は想定氾濫解析から出ている浸水戸数182戸の浸水面積109haに対して、過去の実績が平成12年に86戸の家屋、面積とすると97haということで、ある程度、氾濫解析と実績というのがそんなに大きな差がないように感じられるのですが、武子川を見ると、想定氾濫解析ですと浸水戸数67戸、浸水面積76haで、この平成10年で見ると5戸の家屋、7haの宅地、農地ということで、5年に一度の最大雨量といった場合で見た場合に、想定氾濫解析というのが過大な見積りをしているような感じを受けるのです。

けれども、そこら辺はどうなのでしょう。

栃木県（河川課 課長補佐） 想定氾濫解析の区域でございますが、姿川がこの計画区間から溢れますと、こちら下流の方までずっと水が回ってしまうのと、あと姿川の沿川がずっと広がるような氾濫被害になります。

しかし、今回武子川において最大実績でカウントしましたのは、ちょうどそのときは姿川も一緒に溢れていまして、姿川の方は別カウントということで、この武子川のこの辺の部分だけという実情を申しますと、こんなことで家屋浸水、面積等をとったそのような形での差が出ております。これが実情でございました。

委員 そうすると、実際は平成10年のときは、その想定氾濫解析にある程度、もう少し近いような被害が発生しているということになるのですか。

栃木県（河川課 課長補佐） 姿川まで含めてそういう形になるかと思えます。

委員長 他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 初めてで基本的な質問なのですけれども、こういう工事の費用対効果を算出するときの割り戻しの率というのはどのようなものなのですか。

栃木県（河川課 課長補佐） 4%の割引率を用いています。社会的割引率に基づいてマニュアルに書いてございます。

委員 この工事の種類によって割り戻しの率は変わるわけですか。

栃木県（河川課 課長補佐） 同じです。

委員長 ときどき改訂とかというのはあるのですか。社会情勢の変化とかで。

栃木県（河川課 課長補佐） マニュアルが出ているので、これが平成17年4月版でございまして、その前が平成15年版、今これが平成17年版と、その社会情勢に応じて徐々に変わってきている状況です。

委員長 他にいかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

特にご質問がないようですので、この件についてはこれで終わりにしたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

栃木県（河川課 課長補佐） ありがとうございました。

委員長 それでは、ちょうど2時間近くたっておりますので、休憩をとりたいと思います。10分ほど休憩をとりたいと思います。

あの時計で25分から再開したいと思います。

よろしく申し上げます。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時23分

委員長 皆さん、おそろいになったようですので、会議を再開いたします。

街路事業「宇都宮都市計画道路3・3・102号 宇都宮水戸線外1路線 宇都宮市築瀬町」について、県から資料6に基づき、事業の概要と対応方針（案）の説明をお願いいたします。

栃木県（都市整備課長） 説明の前に職員の自己紹介をさせていただきます。

都市整備課でございますが、私は課長の神保と申します。

都市整備課からは、今回が街路事業1件、それから2回目以降、数多くの下水道事業について評価いただくことになっております。よろしくをお願いいたします。

栃木県（都市整備課 課長補佐） 都市整備課補佐の佐藤でございます。よろしく申し上げます。

栃木県（都市整備課 副主幹） 街路担当の鈴木です。よろしく申し上げます。

栃木県（都市整備課 主査） 同じく街路担当の山形です。よろしくをお願いいたします。

栃木県（都市整備課 課長補佐） それでは、早速説明させていただきます。

本事業につきましては、平成14年度に事業の再評価を一度受けてございます。その再評価後、5年を経過したということで、今回再評価を受ける案件ということでございます。

それでは、初めに事業の位置についてご説明申し上げます。

赤く塗られているところが今回の事業箇所でございます。

J R宇都宮駅より南に約500mの中心市街地に位置してございまして、周辺には築瀬小学校や旭中学校がございまして、

続きまして、概要図でもって箇所の概要をご説明いたします。

ここでも赤く塗られている部分が、今回の事業箇所でございます。

J R宇都宮線、J R東北新幹線を横断して、東西方向、これは横方向に延びております道路、これが宇都宮水戸線で延長が589mでございます。また、南北方向、縦のラインになりますけれども、こちらが宮の橋不動前線で延長が273mでございます。

この2つの道路が交差する箇所、矢印で引き出し線がございまして、少し見えづらいですが、そこが南大通り4丁目交差点という場所でございます。

それから、JR線と宇都宮水戸線との交差点、これが築瀬立体と称してございます。これが、現況の築瀬立体東側から見た現況写真でございます。

続きまして、こちらが同じく東側から見た完成予想図ということでございます。

こちらは、JR線の立体交差点に關しまして、上が現況の標準横断図となっております。下が計画横断図ということでございまして、現況につきましては、車道の本線部が2車線でございます、7mの車道幅員でございます。両側に側道がついてございます。

計画の方でございますが、車道部、これは片側2車線で4車線。それから両側に7mの側道を設置してございまして、全幅が31.5mという計画断面になってございます。

それでは、事業概要書に沿った形で事業の説明をさせていただきます。

まず、事業名でございます。

国庫補助街路事業、事業主体は栃木県の都市整備課でございます。

路線名、宇都宮都市計画道路3・3・102号宇都宮水戸線外1路線、箇所名が宇都宮市の築瀬町です。

起終点、宇都宮市の南大通り4丁目から宿郷2丁目まででございまして、事業延長は、先ほど概要図でご説明申し上げましたように、宇都宮水戸線が589mございます。宮の橋不動前線が273mでございまして、合わせて862mという事業延長になってございます。

採択年度は平成4年度です。

用地着手年度が平成12年度、工事着手は平成16年度でございます。

部分供用年度、平成19年予定と記載させていただいていますが、先ほどの縦のライン、宮の橋不動前線の方が本年9月に完成する予定でございますので、その部分について平成19年度の部分供用予定という記載をさせていただいております。

次が、事業期間でございますが、平成28年度まででございます。

全体事業費は110億4,000万円でございます。うち、用地補償費が48億8,000万円を予定してございます。

事業の進捗状況でございますが、執行済み事業費が59億円、進捗率にしまして53%でございます。うち、用地補償費につきましては、46億4,000万円執行済みでございまして、進捗率が95%ということになってございます。

続きまして、事業の目的についてご説明いたします。

まず、都市計画道路、宇都宮水戸線の位置づけについてでございますが、鹿沼市境の宇都宮市飯田町を起点とし、宇都宮市の中心市街地を東西に横断し、宇都宮市東部の鬼怒川左岸地区

へ至る延長約17kmの都市の骨格を形成する幹線道路でございまして、宇都宮市の東西交通を担う大動脈として非常に重要な路線でございます。また、本事業箇所は宇都宮市の中心市街地に位置し、都心環状道路と放射道路の一部を構成する商業業務などの経済活動を支える交通の要衝にもございます。

続きまして、宇都宮水戸線の整備状況についてお話し申し上げます。

赤で示しているラインが宇都宮水戸線でございます。

現在、宇都宮市の方で大寛工区という部分を施工してございまして、平成21年度には完成する見通しとなっております。そうなりますと、本事業箇所の築瀬立体だけが2車線ということになりまして、ボトルネックの問題が顕著になるため、4車線化の必要性がさらに高まることになると考えております。

次に、JR宇都宮線を横断します東西の交通量を示した図でございます。

宇都宮市の中心市街地は、JR線で分断されておりまして、東西交通を担う路線は6路線という少ない状況になってございます。

宇都宮駅の上にご書いてございます今泉立体ですが、こちらが平成17年2月に完成しまして、4車線化になってございます。

交通量は白抜きで書いてありますが、平成12年の調査で27,890台あったものが4車線化の完成によりまして、黄色の部分、36,027台に交通量が増加してございます。

それに対しまして、築瀬立体、当該箇所でございますが、こちらは平成12年の調査で35,430台の交通量がございましたが、この今泉立体の完成に伴いまして、今年の6月に実施した調査によりまして、33,177台と若干減ってはございますけれども、依然として非常に多い交通量となっております。将来推計値におきましても38,100台という数字が見込まれているところでございます。

続いて、渋滞の状況でございますが、宇都宮水戸線につきましては、築瀬立体の前後が4車線となっております。朝、夕の時間帯には渋滞が発生してございます。

さらに宮の橋不動前線、縦のラインですけれども、こちらが南大通り4丁目交差点の部分がクランクの形状になってございまして、この渋滞に拍車をかけているという状況がございます。

これが南大通り4丁目、西進する渋滞状況でございます。

それから続きまして、こちらが築瀬立体の東側の渋滞状況でございます。

ここで事業の目的を整理させていただきますが、まずJR線立体交差部の4車線化と南大通り4丁目交差点の改良を行いまして交通渋滞を緩和し、あわせまして電線類の地中化を行うこ

とによりまして、安心、安全で円滑な都市活動を確保しますとともに、中心市街地の活性化に寄与するものと考えているところでございます。

続きまして、事業の進捗状況をご説明いたします。

まず、平成4年度に事業が採択されてございますが、都市計画の変更や鉄道事業者との調整、現道交通確保の検討など、計画策定に時間を要しましたことから、平成12年度に事業認可を取得しまして、実質的な事業に入ったということでございます。

その直後から用地の取得を開始したわけですが、平成14年度には、先ほど申し上げましたように、事業の再評価を受け、事業の継続をしているところでございます。

平成16年度には、JR線西側の南大通り4丁目交差点改良工事に着手してございまして、平成18年度からは、立体交差部工事に影響しない範囲でJR線の東側の改良工事に着手したところでございます。

また、平成19年5月には、大型マンションの解体工事が完了したところでございます。さらに平成19年9月末、南大通り4丁目交差点の改良工事が完了する見通しになってございます。

次が、南大通り4丁目交差点の現況平面図でございまして、このようにクランク状態になっています。それが、改良工事によりまして、クランク形状を解消しますということです。

続きまして、事業の長期化の理由、進捗状況でございます。

本事業に係る地権者でございますが、264名と極めて多く、さらに大型マンションの区分所有者も61名いらっしゃいますことから、用地の交渉に多大な時間を要しております。現在では、残用地件数が4件ということで95%の進捗率になっているところでございます。

また、大型マンションの解体につきましても、住宅街での解体工事となるために、その解体の工法検討及び解体工事についても時間を要しました。この解体工事は、先ほども申し上げましたように、今年の5月に完了したところでございます。

それから、JR線の立体交差部の工事の見通しでございますが、JR線は一日に265本運行しております。その運行に当然支障のないように安全な対応が求められるということから、JR線直下部の工事は、深夜から朝方にかけての4時間程度であり、工事に時間的な制限を受けるということでございます。

さらに、3万台を超える自動車交通や、歩行者、自動車の交通を確保しながらの施工ということになりますものですから、数回の現道切り回しというものが必要になってくると考えております。

また、地下埋設物も多くございますので、そんな状況の中で非常に厳しい条件下での拡幅工

事ということになることから、下のスケジュール案の方に記載していますとおり、立体部工事につきましては、約7年の工事期間を見込んでおりまして、事業の完成が平成28年度になると考えているところでございます。

続きまして、事業費変動の理由でございます。

前回評価時での用地費算出は、平成12年度の単価で算出しましたけれども、都市部における土地単価等が下がったことによりまして、23億4,000万円の減額が生じてございます。

また、工事費につきましては、電線共同溝工事の追加並びにJR線の立体交差の詳細設計実施に伴った精査等によりまして、16億6,000万円ほどの増ということになってございまして、差し引き6億8,000万円の減ということで、110億4,000万円の事業費を今回計上させていただいているところでございます。

続きまして、コスト縮減でございますが、こちらにつきましては、電線類の地中化において土工や仮設工を削減してコンパクトで簡単な浅層埋設方式というものを採用しております。

さらに、費用対効果につきましては、全体事業についてはB/C、真ん中の欄ですが、今回2.1という数値を算出しております。

残事業につきましては5.4ということで、高い指標になってございます。

なお、前回平成14年の再評価時の数字も出してございますけれども、B/C2.7ということで、コンマ6ほど今回下がってございますが、これにつきましては、供用年の設定が平成21年から平成28年に延びたことによることでございます。

最後に、今後の予定でございますけれども、残用地の取得に全力を尽くすこと、またJR線立体交差部工事の早期着手に努めることによりまして、平成28年度の事業完了を目指したいと考えておりますので、現計画での事業継続をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上で説明は終了させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 この一番上の予定のところ少し気になるのですけれども、何か全力を尽くすというのは大丈夫かなと思うのですけれども、用地の予定も随分また3年ぐらいかかるような予定だったと思うのですけれども、その辺の見込みというか、どのように考えていらっしゃるのですか。

栃木県（都市整備課 課長補佐） 説明の中でも言いましたように、平成12年ごろから用地の方に着手してございますので、実は今残っている4件というのはかなり難しい状況にあることは事実でございます。そういう意味で、全力を尽くすという表現をさせていただいていますが、いずれにいたしましても、公共事業というものは住民の皆さん、地権者の皆さんのご理解を得てやっていくものだと考えてございますので、なかなか難しい状況ではございますが、そういう中で一生懸命私どもも理解を得られるように努めていきたいという意味合いでございます。

よろしく申し上げます。

委員 それにまだ3年ぐらいかかりそうだという見込みだということですかね。

栃木県（都市整備課 課長補佐） そうですね。そのぐらいの期間を考えさせていただこうかということでございます。

委員 わかりました。

委員長 はい、どうぞ。

委員 事業費の変更の話なのですけれども、用地補償費が減った分が全体の事業費に反映していないなどこのシートを拝見したときに思ったのですが、それが共同溝の追加ですとか、あと細かく見積りをしたらそうだったというような話かと理解したのですけれども、まず内訳というものと、共同溝を追加にしなければいけなかったのかということと、最初の見積りの段階で、どうしてそこまで考えられていなかったのかというその辺が金額に対して若干疑問がありますので、ご説明いただければと思うのですが。

栃木県（都市整備課 副主幹） まず、用地費が減った理由なのですけれども、前回、平成12年度の段階では用地取得に入って間もなくだったということで、概算で出しておりました。

今回、95%まで交渉が進んだということで精査をした結果です。

あと、工事費につきましては、平成12年当初、JRと概略の設計等を行っておりました。その後、詳細な設計をJRと委託しまして、精査した結果、約40億円かかるということで、それもやはり精査の結果、増えてきたということです。

電線共同溝等につきましては、最近のバリアフリーですとか、都市景観の形状、歩道空間の有効確保ということで、やはり市街地については電線類の地中化を行っているということで、その辺が追加になったということでございます。

委員長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 立体部のところが多分工事的には非常に難しいんだと思いますけれども、ただ、ここがボトルネックということで、28年ぐらいまでかかるというのもまた早くやられた方がいいのではないかという気もしないわけでもないのですけれども、その辺のお考えはどうなのでしょうか。

栃木県（都市整備課 課長補佐） その立体交差部の工事をやるためには、その用地の方を確保しないと工事に入れないという現場条件がございまして、そういう意味でその部分がまだ未取得という状況があるものですから、先ほど話にも出ましたように、その用地を取得して、それから工事に入るいわゆる直列的なことにならざるを得ないということで、用地の方が二、三年で終了ということで、工事の終了が28年という目標を置いておるわけでございます。そういう意味では、最初の質問でお話ししましたように、用地の方で、その辺を極力早く解消することによって、工事の方も早く着手できるというふうなことで、工事だけを並行してやるということができないものですから、そういうふうなことに表現させていただいております。

委員 用地の問題があって、それが片付けば割とその後の期間というのは、技術的にもよく考えられて決められた期間というか、そういうことだということですか。

栃木県（都市整備課 課長補佐） JRの部分につきましては、これはやはりこういう箇所なものですから、JRの方に委託して工事がなされると理解してございまして、そのJRの方で事業の進捗の中で見まして、詳細設計を最近やったものですから、そういう意味で7年という数字は、いろいろ検討した中で出てきた数字なものですから、工事自体は7年程度はどうしてもかかってしまうのだろうと考えております。

委員長 他にどうですか。

特にございませんか。よろしいですか。

特にないようですので、この件についてはこれで質疑は終わりにしたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

栃木県（都市整備課 課長補佐） どうもありがとうございました。

委員長 それでは、続きまして、区画整理事業ですが「宇都宮大学東南部第1地区 宇都宮市」について、県及び宇都宮市から資料7に基づいて事業の概要と対応方針（案）の説明をお願いいたします。

栃木県（都市計画課長） それでは、説明に当たりまして、担当者の自己紹介をさせていただきます。

私、県の都市計画課長の井澤でございます。

よろしくお願いいたします。

宇都宮市（東部区画整理事業課長） 宇都宮市東部区画整理事業課長の吉澤と申します。よろしくお願いいたします。

宇都宮市（東部区画整理事業課 係長） 同じく宇都宮市係長の篠原といいます。よろしくお願いいたします。

宇都宮市（東部区画整理事業課 総括主査） 同じく宇大東南部第1グループの塚原と申します。よろしくお願いいたします。

宇都宮市（東部区画整理事業課 主任） 同じく渋井と申します。よろしくお願いいたします。

栃木県（都市計画課長） それでは、説明に入らせていただきます。

土地区画整理事業ということで、冒頭、土地区画整理事業の全体の仕組みと事業の流れだけ簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

これは少し載っていますが、土地区画整理事業の特徴なのですが、上の方が土地区画整理事業、下の方が単独の事業でつくった場合ということです。

左の方が従前の土地と見ていただきたいと思います。

従前の土地に点々と赤で入っていますが、道路をつくろうとしたときに、普通の道路だけをつくりますと下のような形になります。そうすると、周辺の住環境は変わらずに、そのまま道路だけ出来上がるという手法ですね。そして、上の方が土地区画整理事業ということで、面的な広がりを持って道路とか公園とか公共施設を全体的に整備しようということです。

一般の公共事業と違うところは、地権者の皆様から少しずつ土地を提供いただきます。

これを減歩と読んでいます。「げん」というのは「減らす」「ぶ」というのは「歩み」ですね、減歩という言葉を使いますが、皆様から土地を提供いただいて公共の用地を生み出すという方法です。

それを漫画チックに書いておりますが、上の図面が整備前の例えばAさんのお宅の宅地です。前に道路があるのですが、狭い道路。それを下のように区画整理をしますと、整形な形ができて、道路も6mとか9mとか、建築基準法に合うような道路ができるということです。

恐縮なのですが、お手元のA3判の4ページです。事業の進め方がありまして、全体を見ていただきたいんですが、1番から事業を始めるに当たってからずっときまして、15番で清算金というプロセスを経ます。

一般の公共事業と少し違っておりまして、1番から見ていただきたいのですが、当然のこと

ながら事業の前に地元の皆さんに説明会を行います。

そして、説明会を行ってから、具体的に測量調査を行います。私一口に言っていますが、この間、説明会は相当開きます。それから、事業決定案が決定されます。それから、また各種調査は、権利関係とか、地積をよく正確にはかります。それと、隠れている権利がある場合がありますので、権利の申告という特別な制度もございます。そして、権利者の皆さんが選挙で審議委員という委員を選びまして、土地区画整理審議会ができます。そこでいろいろ審議いただいて議決するということとなります。

その後、換地計画案というのができます。これが具体的に、Aさんのお宅は、今度ここですよと図上で、正確な図面でお示しをいたします。それで皆さんの合意が得られますと、仮換地の指定というのをを行います。「仮」がついているのは、まだ換地前ですので「仮」ということがついておりますが、名前は仮ですけれども、図面は非常に正確な図面で作ります。

その後、仮換地の指定が終わってから工事着工をし、家屋の移転を行います。その後、換地計画の決定があります。これは、仮換地していたものを今度正式に決定するものです。その後、仮換地の処分、登記ということになります。

登記の後、清算金が出る場合があります。それを、清算金のある方とない方がいらっしゃいますが、清算金を清算しまして、そして事業が完了となります。

私、一気にご説明いたしましたので、この一つ一つのプロセスに関係地権者がたくさんいらっしゃいますので、時間は相当かかっております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

それで、案件の内容につきましては、宇都宮市役所の方から説明をいたします。

宇都宮市（東部区画整理事業課長）では、続きまして、事業内容について説明してまいります。

まず、調書の説明の前に、1、状況、あと地区の問題点などを簡単にパワーポイントをもとに説明してまいりたいと思います。

まず、施行箇所につきましては、配付資料の2ページの位置図が画面に出ておりますが、その赤線で囲まれた区域でございます。

J R 宇都宮駅から南東に約2 kmで、宇都宮大学の峰キャンパスの南東側に位置しております。

付近には平出工業団地などがございます。周辺道路としましては、国道4号、新国道4号、国道123号といった幹線道路が位置してございます。

地区の状況としましては、工業団地などの就労者並びに大学生の居住地としまして、住宅の住民が非常に多い地区でございます。ただ、既存の公共施設が不十分であることなど、無秩序な市街化の進行が顕著になっている地区でございます。

写真からも住宅が非常に密集しているのがごらんになれるかと思えます。

配付資料の6ページをごらんいただきたいと思えます。

具体的な地区の問題点としまして、地区内の道路、これは今、画面に出ておりますが、非常に狭隘でございます。すれ違いが困難な道路が非常に多くございます。緊急車両の通行などにも支障を来しております、防災上の問題点もあるということでございます。さらに、地区内の道路は、歩道が整備されておられません。交通事故の危険性が高まっている状況などもございます。

また、地区内の排水施設が脆弱であるために、雨が降ると道路が冠水する箇所などがございます。公共施設の整備改善及び良好な宅地の供給が必要な地区でございます。

ここで再度、配付資料の2ページに戻りますが、この土地区画整理事業で整備されることになる産業道路、今ブルーで着色になりました。渋滞の著しい国道4号を補完する道路としまして、宇都宮市内の環状線的な役割を担う路線としまして、渋滞解消を大きく期待されている道路でございます。

以上のように、都市基盤の総合的な整備が必要であることから、この地区を土地区画整理事業として着手したところでございます。

それでは、土地区画整理事業の再評価項目調書に沿いまして、説明してまいります。

施行地区名は、宇都宮大学東南部第1地区、施行者は宇都宮市、面積は48.2haでございます。

まず、事業目的であります。本地区は宇都宮市東部の市街地におきまして、都市計画道路を含む公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために、土地区画整理事業による面的整備を実施しまして、良好な住環境を有する安全で計画的なまちづくりを行うことを目的としております。

次に、整備される主な公共施設であります。配付資料の8ページの設定図をごらんください。

今、画面に出ておりますが、整備する公共施設は、都市計画道路を2路線整備いたします。3・3・105産業通り、3・4・135宇大東南通りの2路線を幹線道路として整備してまいります。その他、区画道路、近隣公園1カ所、街区公園4カ所をそれぞれ整備してまいります。

続きまして、事業の進捗状況についてご説明いたします。

まず、事業計画であります。当初事業計画は、平成11年7月に認可を受けておりました、現在の施行期間は、平成24年度までとなっております。

次の事業の進捗につきましては、調書に記載されているとおり、総事業費ベースで見ますと37.8%、補助事業費ベースで見ますと56.2%でございます。

現在の施行事業内容でございますが、配付資料の9ページ、10ページでもわかるとおり、現在、建物移転、今、画面に出ておりますが、建物移転、道路築造や造成工事などを積極的に現在進めているところでございます。工事完了は、平成24年度となる見込みでございます。

それでは、事業が長期化している理由についてご説明いたします。

権利関係が複雑で密集している当地区の仮換地案について、多数の意見が提出されたところでございますが、その調整に時間を要したことでございます。

意見の具体的な内容としまして、今、画面に出ているとおり、仮換地先の場所や接道の方向、敷地形状、間口や奥行きなどに関するものなどがさまざまございます。これらの意見の一つ一つについて、権利者と交渉してまいりました。

また、その後の交渉で権利者の同意は概ね得られているものでございますが、建物移転計画の調整に時間を要したことから、建物移転の着工が遅れていることでございます。

したがって、これらのことから、当初計画に加えて5年間の時間をさらに要するものでございます。

次に、社会経済情勢等の変化についてでございますが、本事業に影響するような社会情勢等に著しい変化はないと考えております。

続きまして、費用対効果分析でございますが、本事業は国の道路特別会計から都市計画道路を整備する目的で補助金をいただいておりますので、費用対効果分析は、街路事業の費用便益分析マニュアルによりまして、算出してございます。

したがって、対象となります事業は、都市計画道路の整備費いわゆる補助事業費によって計算しております。

今回の再評価時における費用便益B/Cは、1.8となっております。また、現時点における残事業のみを対象として計算した費用便益B/Cは、4.2となっております。

続きまして、コスト縮減等の検討につきましては、上下水道工事などを一体的に施行することや、砕石、再生アスファルト合材などの利用を積極的に進めることを行っております。さらに調整池については、都市計画道路敷に貯留施設を設け、調整池の設置費用の縮減を図っているところでございます。

以上で当地区の説明を終わらせていただきます。

土地区画整理事業につきましては、まちづくりを進める上で重要な事業でございます。

今後とも引き続き、事業完了に向けて本事業を継続し、推進してまいりたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

はい、どうぞ。

委員 多分、重要な仕事は、産業通りを整備することかなという気がするのですが、その周りの計画をする領域が結構複雑な形をしていまして、その辺どの様に考えて領域を決めているのでしょうか。

もっと外側も結構同じような条件のような気もしますし……

委員長 区域の決め方ですね。

宇都宮市（東部区画整理事業課長） 赤の部分が今回のエリアなのですが、その北側に宇都宮大学がございます。その間に当然未整備の土地があるのですが、その土地につきましては、本年3月27日、事業認可を得まして、宇都宮大学東南部第2地区ということで、事業認可をいただきました。それは北側の国道123号ですね。そこまで接続になることとなります。

本来であれば、赤の地区と、今言った第2地区を一体的に事業認可をいただいて整備するのが一番理想ではございましたが、住民合意形成に非常に時間を要したということで、住民合意形成の得られた今回の第1地区、それから始まった経過がございます。

本年度、ようやく平成19年になって、北側もようやく事業認可の運びになったというのが経過でございます。

東側のぎざぎざでございますが、あれは既存道路がそこにございまして、全体が321haという大きいエリアなのですが、東部地区という大きなエリアの中の一番東側に該当する地区でございます。

委員 ということは、最初はもう少し北側というのか、北東側の方も含めて計画していたけれども、合意形成の問題とかであの辺をまず決めたということですか。

宇都宮市（東部区画整理事業課長） 時間のタイムラグが生じたということでございます。

委員 わかりました。

委員長 他にいかがですか。

はい、どうぞ。

委員 上位計画でマスタープランと総合計画がありますけれども、これとの関係というのはどの様に考えればいいのか教えてください。

委員長 はい、どうぞ。

宇都宮市（東部区画整理事業課長） この計画におきましては、宇都宮市の第4次総合計画がございます。その中で、市街地整備を推進するという項目がございます。その中で区画整理事業による施策を掲げているところでございます。

あと、宇都宮市の都市計画マスタープランがございます。地域整備の方針として産業通り沿道においての土地区画整理事業による秩序ある市街地形成を挙げているところでございます。

委員長 はい、どうぞ。

委員 9ページのこの航空写真ですか、これを見てわかったのですけれども、地区内には、久部街道が一部含まれているのですね。

区画整理とかをやると道路が真っ直ぐになるんだと思っているのですけれども、久部街道のところで、私いつもここを通ってくるので、何でこんなことをしているのかなと思うのですけれども、今まで真っ直ぐだった道路が、デベソみたいに曲がっているところがあるのですね。マルカン商事とかという近くのところで、さいとう医院のところ、あれは将来どうなるのですか。

宇都宮市（東部区画整理事業課長） 今、ご指摘の久部街道が、赤で記している箇所です。今新国道4号の方に向かっているわけでございます。

今、ちょうど赤で表示になっている部分、それが17m道路、これが最終的にはエリア内の久部街道に交差する道路でございます。ここですね、それが久部街道です。今緑の線ですけれども、地区内は17mで整備して、都市計画道路として産業道路に交差するという計画でございます。

白抜きになっている部分は、先ほど申しました第2地区でございます。それは、第2地区の方で当然、字大東南通りということで整備して産業通りに交差してまいります。

将来は、今ある久部街道はなくなって17m道路にかわるという計画でございます。

委員 わかりました。

委員長 他にいかがでしょうか。

特にございませんか。

特にないようですので、それでは、この件はこれで質疑は終わりにしたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

それでは、以上、審議事項の説明は終わりましたので、委員会としての意見内容の取りまとめに移りたいと思います。

これからは、会議を非公開として取りまとめを行いますので、傍聴者及び報道関係者の方々には、会場から退室をお願いいたします。

なお、会議の結果については、従前どおり県政記者クラブへの資料提供を行いますとともに、県民センター、県の地方合同庁舎の掲示板等において会議結果資料を掲示いたします。

また、栃木県技術管理課のホームページにおいても結果を公表する予定でございます。

それでは、意見の取りまとめに入ります。

まず、県の道路事業であります「一般国道461号 塩谷町 船生バイパス」について、県の対応方針（案）に対するご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

特にご意見がないようですので、委員会としての意見内容の取りまとめを行いたいと思います。

対応方針（案）のとおり事業を継続することが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ありがとうございます。

特に附帯意見もございませんね。

それでは、そのように措置させていただきます。

次に、県の河川事業であります「一般河川 相の川 大田原市・那須塩原市」について、県の対応方針（案）に対するご意見がございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

特にご意見等もないようですので、委員会としての意見内容の取りまとめを行いたいと思います。

対応方針（案）のとおり事業を継続することが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議ないようですので、さらには附帯意見もないですね。

異議なしということで、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、県の河川事業であります「一級河川 武子川 宇都宮市・鹿沼市」について、県の

対応方針（案）に対するご意見がございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

特にご意見もないようですので、委員会としての意見内容の取りまとめを行いたいと思います。

対応方針（案）のとおり、事業を継続することが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議ありませんね。附帯意見も特にございませんね。

では、妥当ということで処理させていただきます。

次に、県の街路事業であります「宇都宮都市計画道路3・3・102号 宇都宮水戸線外1路線 宇都宮市・築瀬町」について、県の対応方針（案）に対するご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

特にご意見がないようですので、委員会としての意見内容の取りまとめを行いたいと思います。

対応方針（案）のとおり事業を継続することが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 特に異議もないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

附帯意見も特にございませんね。

次に、宇都宮市の区画整理事業であります「宇都宮大学東南部第1地区 宇都宮市」について、市の対応方針（案）に対するご意見がございましたらよろしく申し上げます。

いかがでしょうか。特にございませんか。

特にご意見等がないようですので、委員会としての意見内容の取りまとめを行いたいと思います。

対応方針（案）のとおり、事業を継続することが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議ないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

附帯意見も特にございませんね。

ありがとうございました。

ただいまの意見について、全案件に対して先ほどの内容を委員会の意見として、それぞれの事業主体の長に報告をいたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

あとは、事務局の方でお願いいたします。

事務局（技術管理課 課長補佐） 大変、長時間にわたりまして、ご審議を賜り誠にありがとうございました。

事務局から次回の開催について、ご連絡させていただきます。

先ほどの現地調査の件につきまして、この日に開催するということでございますので、午前中に鬼怒川上流中央浄化センターと資源化工場の方の現地調査をいただきまして、午後会議の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

8月2日、会議の方は午後1時半からを予定しております。

場所は、本日みくらで行っておりますが、次回の場所は自治会館、そちらの県庁前通りの方になりますが、そちらの方に場所が変わりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

自治会館の301会議室で、委員会の方を開催したいと考えております。

後日、詳しい内容につきまして、またご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして、本日の第1回栃木県公共事業評価委員会を閉会させていただきます。

長時間にわたりまして、ご審議大変ありがとうございました。

閉会 午後4時15分